

舞鶴市立岡田小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立岡田小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等の組織

- (1) いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「校内いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) 「校内いじめ防止対策委員会」の構成員は次の通りとする。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当、人権主任
- (3) 必要に応じて関係する教職員や専門家等を加え「いじめ防止対策委員会」を設置する。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当、人権主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長、子育て支援協議会会長、学校アドバイザー、主任児童委員等
- (4) 「校内いじめ防止対策委員会」のメンバーによる会議を必要に応じて適宜開催する。終礼、ケアリング委員会・生徒指導部会をそれに充てる。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」は、必要に応じて適宜開催する。
- (6) 「校内いじめ防止対策委員会」は、次のことを行う。
 - ア 基本方針に基づく取組の実施、組織的かつ具体的な行動計画の作成・実行・検証・修正
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ 関係機関、専門機関との連携
 - エ いじめの疑いや児童の問題行動等に関わる早期の情報収集と記録、共有
 - オ いじめの疑いや問題行動等に関わる情報に対する児童への早期の事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - カ 重大と疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - キ 重大と疑われる事案に関わる事実関係を明確にするための調査
 - ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

2 基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止
一人一人の良さに目を向け、温かい雰囲気の中で支え合える学級・学年・学校の風土づくりが大切である。その中で、子どもたちは、友達への尊厳・人権の侵害に気付く感性を育てて、重大事態をそのままにしておかない行動力を養う。また、教職員においても、多様な目で子どもの変容を敏感にとらえる感性を育てていくことが大切である。いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と方向性を共有し一体となって組織的・継続的に取組を行う。
- (2) いじめの早期発見
本校の子どもたちはあまり感情を表に出さず、本音を出しにくい。また、もめ事を避けようとし、思いを自分の中に閉じ込めてしまおうとする傾向がある。そのため、教職員は子どもの本音をさまざまな形で敏感に感じ取ることが大切である。全教職員が全校児童を多様な目で見守り、日ごろから児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やサインを早期発見できる体制づくりに励む。

また、保護者や地域、放課後児童クラブとも日常的に連携し、情報を共有化し、あらゆる場面あらゆる角度からの早期発見に努める。

(3) いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係諸機関・専門諸機関との連携に努める。

3 本校での取組と対応

(1) いじめの未然防止のための取組

ア つながりのある集団づくり

- (ア) 発達段階に応じた法やルールの学習
- (イ) 伝え合う力を高めた学級経営の充実
- (ウ) なかよし班による異年齢活動の充実
- (エ) 小中連携・保小連携の一層の推進
- (オ) 自分の思いを伝えられるように、集会等で多人数の中での伝え合い活動の充実
- (カ) ゲストティーチャーや見守り隊、体験活動を通じた地域の方々とのつながる取組の充実

イ 分かる喜び、学び合う喜びを実感させる授業づくり

- (ア) 自分の言葉で思いを表現できる力の育成
- (イ) 「言語活動」を中心とした学び合いの充実
- (ウ) 自主学習の充実
- (エ) 「学びのおやくそく」の徹底
- (オ) 教室環境の整備

ウ 子どもの変容を敏感に受け止められる教職員の体制づくり

- (ア) 日常的に多様な目で多様な角度で児童をとらえるための取組
週1回の「担任会」の実施
- (イ) 「ほう・れん・そう」の徹底
- (ウ) 自己申告書への明記
- (エ) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
校内研修の実施(年3回 6月・11月・2月)
校外研修等への参加(人権感覚の研磨)

(2) いじめの早期発見のための取組

ア 早期発見

- (ア) 「いじめは身近に起きる」ということを意識し、常にアンテナを張り巡らし、いじめの早期発見に努める。
- (イ) 子どもの話題を大切にする職員室づくり
- (ウ) 掃除中には常に教員が指導
- (エ) 全職員と全校児童との関わり
- (オ) 保護者、地域、放課後児童クラブとの連携
- (カ) 原則欠席理由に関わらず欠席2日目には家庭訪問
- (キ) 健康観察等により、管理職による欠席状況の把握

イ 情報の集約と共有

- (ア) いじめに関する情報については、些細なことも含め「校内いじめ防止対策委員会」で全職員が情報を共有する。
- (イ) 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

ウ 全児童を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施する。

- (ア) アンケート調査 6月、11月
- (イ) 聞き取り調査 7月 12月
- (ウ) 聞き取り調査等により事象を発見した場合、調査から3ヶ月以上経過後、対象児童に対して追跡調査を実施する。

エ 相談体制の整備と周知

- (ア) 年3回 教育相談週間を実施 (6月、11月、2月)

- (イ) スクールカウンセラーとの情報の共有
- (ウ) 舞鶴市教育支援センター「明日葉」との情報の共有
- (エ) 校内相談窓口の設置(養護教諭)

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ウ 「校内いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童から速やかに事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- エ いじめられた児童、その保護者への明確な方針を持った家庭訪問などにより支援を行う。
- オ いじめた児童への指導を行うとともに、保護者により良い成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- カ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察等の連携を図る。
- キ いじめが起きた集団に対しても自分の問題としてとらえさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ア ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。
- ウ 情報モラル教育を推進する。 6月
 - (ア) 携帯電話教室等の実施
 - (イ) ICT の活用

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「校内いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- (2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を共有する。
- (3) 調査結果を教育委員会に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

5 関係機関との連携

- (1) 地域・家庭・放課後児童クラブとの連携の推進
 - ア P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - (ア) P T A総会で本組織についての説明
 - (イ) 研修会の実施
 - イ 地域・家庭・放課後児童クラブとの日常的な関わりをもつ。
 - ウ いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- (2) 関係機関との連携の推進
 - 舞鶴市いじめ相談室、警察、児童相談所、等の関係機関との適切な連携を図るよう努める。